

第2回日本医療安全学会学術総会

2016年3月5日(土)~6日(日) 東京大学本郷キャンパス

医療安全法規パネル討論会：医療安全活動における院内法務の果たすべき機能・役割

演題名 紛争解決から真の医療安全へ

発表者 満岡渉

所属 満岡内科・循環器科

これまで少なからぬ事故死亡者を出しながら、ウログラフィンの髄腔内投与やカリウムのワンショット静注事故が後を絶たないのは何故だろうか。この事実はわが国で従来行われてきた医療安全に、決定的な欠陥があることを示唆している。その欠陥とは、紛争解決・責任追及と医療安全とを混同し、前者に拘泥した結果、科学としての医療安全がなおざりにされてきたことである。

昨年10月から始まった医療事故調査制度の目的は、医療安全・事故再発防止であり、紛争解決でも説明責任を果たすことでもなく、まして責任追及ではない。にもかかわらず、一部の法律家やメディアは、法律条文にはない「公正・中立・透明性」といった用語を振りかざして、あたかもこの制度が紛争解決を目的としているかのように世論をミスリードしている。意図的か否かは別にして、ここにも前述の混同がある。

科学としての医療安全においては、WHOドラフトガイドラインに従って非懲罰性・秘匿性を保って、紛争とは切り離してヒューマンエラーを調査し、これを入り口としてその医療現場のシステムエラーを探索・分析する必要がある。その上で現場に新たな負荷をもたらさない（システムを不安定にしない）対策を講じなければならない。道徳的非難は科学としての医療安全に寄与しないどころか、むしろ阻害要因たりうる。

院内法務は、紛争解決目的の事故調査と医療安全目的のそれとを切り分け、医療現場が科学としての医療安全に専念できる環境を整えねばならない。さらに紛争解決目的の調査においても、現場医療者の人権が侵害されぬよう注視・助言するという重要な役割を担う。